

平成 2 7 年度
射水市事務事業外部評価報告書

平成 2 7 年 1 0 月
射水市行財政改革推進会議

はじめに

射水市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）では、事務事業評価の客観性と透明性を高めるとともに、多様化する市民ニーズに応じた質を重視した市民サービスの提供を進めるため、委員それぞれの専門的知見や市民としての視点などに基づき事業の検証を行う外部評価を実施してきた。

今年度、射水市は合併後10年を経たが、その間、市政をとりまく状況は厳しさを増しており、従来どおりのやり方では市民サービスの質を維持していくことは難しくなっていることから、これまで必要であると評価されてきた事業においても、前例に捉われることなく常に検証を行い、より効果的・効率的な事業へ発展させていく必要がある。

併せて、今年度は、国が「地方創生元年」と位置付けており、射水市においても「射水市まち・ひと・しごと総合戦略」を掲げ、人口減少の克服や地域活性化といった様々な重要課題に対して、創意と工夫を持って取り組むことが求められている。

こうした状況を踏まえ、今年度は8つの事業を抽出して評価を行い、このたび外部評価報告書を取りまとめたところである。

射水市におかれては、この外部評価結果を踏まえて、より一層効率的な行財政運営に努めていただくとともに、市民に対する説明責任を果たし、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立と市政に対する信頼感の向上に努めていただくよう、心から要望するものである。

射水市行財政改革推進会議
会 長 中 村 和 之
副会長 小 林 明 夫
委 員 荒 木 勇
委 員 海 老 征 二
委 員 塚 本 悦 子
委 員 豊 本 治
委 員 福 島 晃
委 員 牧 田 和 樹
(五十音順)

1 評価対象事業

(1) 選定基準

平成27年度事務事業評価対象事業(平成26年度実施分)のうち、以下に該当する事業から8事業を選定した。

事業の実施に当たり、市に裁量の余地がある事業

外部の視点から検証を行うことが有効と判断される事業

直接事業費に占める一般財源が100万円以上の事業

類似する事業の考え方に対する評価として、外部評価の効果が広範囲に及ぶ事業

(2) 対象事業

第1評価グループ(中村委員、荒木委員、海老委員、牧田委員)

事業名	所管課
指定宅地取得支援助成金	都市計画課
コミュニティバス運行費	生活安全課
社会福祉協議会福祉活動専門員設置事業補助金	社会福祉課
小杉みこし祭り事業補助金	港湾・観光課

第2評価グループ(小林委員、塚本委員、豊本委員、福島委員)

事業名	所管課
射水市地域振興会連合会補助金	まちづくり課
射水商工会議所補助金 射水市商工会補助金	商工企業立地課
福祉入浴券交付事業	長寿介護課
競技団体、地区(校下)活動補助金	生涯学習・スポーツ課

2 外部評価の実施経過

外部評価の実施に当たり、行財政改革推進会議内に2つの評価グループを設置し、担当課が作成した事務事業評価シートに基づき、作成責任者である担当課長からヒアリングを実施した。

5月21日 第1回射水市行財政改革推進会議
実施方法等の了承

8月27日 第2回射水市行財政改革推進会議
対象事業の決定

9月29日 第1評価グループヒアリング

10月 2日 第2評価グループヒアリング

10月 9日 第3回射水市行財政改革推進会議
各評価グループの評価結果報告
全体協議
報告書の取りまとめ

3 外部評価結果

(1) 射水市地域振興会連合会補助金（評価シート事業 No.055）

本事業は、市民協働の理念を広く地域に浸透させるために必要な事業である。
そのためにも、地域振興会連合会の活動内容や活動の成果が広く市民にフィードバックされるよう、同会の取組について情報を積極的に公開されたい。
併せて、今後、地域の声を市政に反映させる地域振興会連合会の役割は更に重要となってくることから、同会の機能強化策についても検討されたい。

<委員の主な意見>

市民協働によるまちづくりを推進するためには、各地域振興会への支援を手厚くする方法も考えられるが、現状において、いまだ市民協働の理念の浸透を図る段階にあるということであれば、全市的なレベルの向上に資するという観点において、本事業は必要であると考えます。

全国的な傾向として地域コミュニティの力が低下していく中で、地域振興会には、組織力を高めることで、地域コミュニティの力の低下を抑制することを期待する。

自由度の高い団体運営補助金として交付している以上は、交付先団体の決算額に必要以上の繰越金が生じた場合は、当然、次年度の補助金額を削減するべき。

補助金の使途が地域振興会連合会の会議費、研修活動費、市や県への要望の作成に係る費用なのだから、内容を市民に公開し、成果をフィードバックするべき。

特に、視察先をどのようにして選定したのかという過程を見せることは、事業の透明性の確保に不可欠である。また、市や県に対する要望の内容と成果は、広く市民に伝えるべき情報である。

補助金の効果が見えないということであれば、団体運営補助金の形で一括交付するのではなく、例えば、地域振興会連合会研修補助金というふうに名目毎に切り分けて交付することが検討できないか。

合併10年目の今年度を以って地域審議会が解散することから、今後、地域の声を市政に反映させる地域振興会連合会の役割は更に重要となってくるが、射水市地域振興会連合会の事務は、事務局である担当課が丸抱えしており、組織としての自立性が低い。

同会の機能強化を図るためにも、自主性・自立性が高まるよう工夫されたい。

(2) コミュニティバス運行費（評価シート事業 No.080）

コミュニティバスの利用促進のためには、コミュニティバスを必要としている方に狙いを定めた事業戦略が重要である。

そのためには、利用者や地域の声はもとより、利用していない方の意見も拾い上げ、コミュニティバスに求められているニーズに合わせた、路線・ダイヤ編成、車両の選定等の柔軟な運行により利用者の利便性の向上に努められたい。

併せて、引き続き車両の小型化や複数のバス路線をグループ化した運行業務委託契約などのコスト削減や業務の効率化を推進しつつ、利用者の利便性が損なわれることがないように留意しながら、将来にわたって継続可能な事業運営に努められたい。

< 委員の主な意見 >

利用者数の増加につながる取組を行ったバス事業者に対してインセンティブを与えることは検討できないか。

利用者の少ない便においては、車両の小型化（バンタイプの車両の導入）を促進するべき。

高齢者や障がい者などの移動制約者に対して特に配慮がなされるべきであり、高齢者が市民病院への通院に利用する路線については、乗車時間が短くなるよう経路や中継地の見直しを図るとともに、経路・ダイヤについては分かりやすい内容でしっかり周知するよう努めるべき。

現在デマンドタクシーを運行していない地区においても、高齢者が市民病院へ通院する際にはデマンドタクシーを利用できるよう、利用条件を緩和することを検討できないか。

コミュニティバスの利用促進につながる高齢者運転免許返納支援事業¹をもっとPRするべき。

利用者の利便性を高めるには、希望した時間に利用できる、乗車時間が短い、料金が安い、行きたい場所へ行けることを満たす必要があり、そのためにも利用者の実態を掴む必要がある。

現状が車社会であることを踏まえると、まんべんなくすべての人にコミュニティバスに乗ってもらうという考え方は無理がある。通勤・通学者や高齢者などといった利用者の属性の違いに着目し、誰に利用してもらうのかターゲットを絞るべきであり、ターゲットとなる利用者層の利便性を高める方策を検討するべき。

利用者数を増やすためには、利用者の声を聞くだけでなく、利用していない人の声を拾い上げる必要がある。

¹ 高齢者運転免許返納支援事業 満65歳以上の高齢者で運転免許を自主返納した者に、射水市コミュニティバス及びデマンドタクシーの無料乗車証（2年分）を交付する事業

小杉駅からキャンパスまでの往復にコミュニティバスを利用してもらえるように県立大生に働きかけてはどうか。

路線、バス停の位置やダイヤ編成の在り方は、地域のニーズをくみ取りながら検討することで、利用者の利便性の向上、更にはコミュニティバスの利用促進につなげていくべき。

経費削減に努めていることは評価するが、利用者の利便性の観点において、PDCAサイクルのC（チェック）とA（アクション）の体制を整え、利便性の向上に力を入れる必要がある。

コミュニティバスは、交通弱者にとって必要不可欠なツールであることから、利便性を高めることで、利用促進を図り、将来にわたって継続可能な事業となるよう努めるべき。

（３）社会福祉協議会福祉活動専門員設置事業補助金（評価シート事業 No.144）

本事業の必要性は認めるが、福祉活動専門員が専門性の高い業務に専念できるよう体制の見直しを図るとともに、福祉活動専門員のスキルアップにつながる方策を講じられたい。

併せて、市は、社会福祉協議会に対する補助金の効果の検証を行いつつ、社会福祉協議会の自主性・自立性を高めるとともに、同会との連携を図り福祉政策の充実に努められたい。

< 委員の主な意見 >

社会福祉協議会が限られた人員の中で業務を行っていることは理解するが、福祉活動専門員には、知識や能力を活用できる業務に専念させるべき。

地域包括ケアシステム²の実施に向けて、地区社協の充実が喫緊の課題である。福祉活動専門員が活発に活動し、地域の人材を発掘・養成しないと、将来的には地区社協の活動が立ち行かなくなるので、福祉活動専門員のスキルアップに力を入れるべき。

今後、役割が増えるたびに新たに人を雇うのではなく、ボランティアの養成を図り、任せられる仕事はボランティアに任せ、福祉活動専門員は、専門的な分野に専念できる体制をとるべき。

必要な事業であるからといって、いたずらに事業コストが肥大化することがないように、常に効率的な事業運営を心掛けるべき。

行政が地域に密着した事業のすべてを担うことは難しいことから、社会福祉協議

² 地域包括ケアシステム 高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制

会には、これからも地域のニーズに応えたきめ細やかな活動に取り組んでいってもらうことが期待される。そのためにも、本事業のみならず、社会福祉協議会に対する補助金全般について効果の検証を行い、効果的な事業運営に努めるとともに、市は同会の財政基盤の強化を含め、自主性・自立性の向上を図るべき。

併せて、市は、社会福祉協議会が持っている専門性を活用し、事業委託などで連携を図り福祉政策の充実に努めるべき。

(4) 福祉入浴券交付事業（評価シート事業 No.167）

高齢化に伴い、今後事業費が増え続けることが予想される。市民のニーズや費用対効果を検証し、廃止も含めて、抜本的に在り方を見直すべきである。

介護保険制度の改正も踏まえた上で、高齢者福祉の増進に資する他の事業への移行について検討されたい。

< 委員の主な意見 >

高齢者の寝たきり予防を目的とするのであれば、地域型市民協働事業により自治会単位で体を動かす活動を実施してもらうなど、健康維持の施策に予算をかけた方がよいのではないか。

現状では、公衆浴場が近くに無いため福祉入浴券の交付を受けていないという方もいる。メニュー方式で用途を選択でき、汎用性のある「元気福祉券」のようなものにした方が、市民にとって公平感があるのではないか。

時代の流れからすると、廃止となりそうな事業である。交付対象者全体に対する使用率をみると、半分しか使用されていないという見方もでき、本当にニーズが高いのか不明である。使用していない人の声も聞き、費用対効果や将来的な財政負担も考慮した上で、今後の方針を検討すべき。

行財政改革集中改革プランには、介護保険制度の改正に伴う、ふれあいサロンやデイサービス事業の見直しが掲げられている。スクラップアンドビルドで、高齢者の外出機会の創出や健康維持を担保する他の事業に移行するという、抜本的な見直しも検討すべきではないか。

事業費を抑制しつつ事業を維持するには、交付枚数を減らす、自己負担の導入、交付対象者を絞る、といった手段がある。

また、事業の実施方法について、担当者の事務負担を減らすため、交付を自治会や地区社協、民生委員経由にすることはできないか。

財政的負担が無制限に膨れ上がっていくことが問題なのであって、この事業だけに問題があるわけではない。高齢者福祉政策は重要な事業であり、福祉事業全体の在り方について考えるべき。

(5) 射水商工会議所補助金 (評価シート事業 No.419)

射水市商工会補助金 (評価シート事業 No.420)

市内商工業の均衡ある発展のためには、両会が実施している様々な取組は必要であるが、両会の設立の根拠法や組織基盤が異なることから、現状では事業内容の平準化が難しい。

このため、市は、両会の更なる連携強化に向けて「射水市商工協議会」へ引き続き支援を行うとともに、両会の将来的な一本化について働きかけられたい。また、両会においては、その調査研究に努められることを期待したい。

このほか、担当課においては、補助金の対象となる事業について、実態を把握し、費用対効果について検証するとともに、補助対象事業を精査されたい。

< 委員の主な意見 >

両会は、本市の商工業の振興発展や地域活性化に欠くことのできない存在であり、本事業は必要な事業である。

両会で、経営改善指導相談件数に大きな差がある。

両会には、設立の根拠法や構成会員等の組織基盤に違いがあることは理解するが、補助金を交付する目的が同じである以上、経営改善普及事業³においては、どちらの経済団体に所属していても、本来は同水準のサービスを受けられるべきではないか。

特に、本市は市域がコンパクトであり、市内で立地条件が異なるとは考えられないのだから、市内のどの事業所においても均一なサービスの提供が図られるべき。

要点としては、両会合わせて約 4,000 万円の補助金をどのようにして効率的に生かしていくのが課題である。

両会間のサービスの差を平準化するためにも、経営支援に関する共同事業の開催や職員の人事交流を検討するべき。併せて、既に取り組んでいる射水市商工協議会⁴の活動の更なる充実強化を図るべき。

経営改善指導相談件数のみを捉えて評価せず、両会の設立目的の違いなどを踏まえて、まずは、両会が均一なサービスを提供することが、困難であることを認識しなければならない。両会の「差」を埋める唯一の解決策は、将来的に両会がひとつになることである。

2つの経済団体が存在することが、市内の商工業の均衡ある発展という面でバランスを欠くことにつながっているのではないか。商工会議所と商工会の一本化が簡単ではないことは十分承知しているが、全国には商工会議所と商工会が一本化した事例もあるので、視察を行うなど調査研究するべきではないか。

本事業の補助金額（経営改善普及事業分）の算定に当たっては、県の補助金額を

³ 経営改善普及事業 小規模事業者の経営改善のため、商工会議所及び商工会に経営指導員を設置し実施している事業

⁴ 射水市商工協議会 射水商工会議所と射水市商工会による連携・交流事業を行う組織

掘りどころにしているということだが、担当課には、補助対象となるひとつひとつの事業の中身について、実態を把握し、費用対効果について検証するとともに、補助対象事業を精査するべき。

(6) 小杉みこし祭り事業補助金 (評価シート事業 No.446)

事業目的を勘案すれば、運営主体は行政ではなく地域コミュニティが担うべきである。また、近年はみこしの練り回しに参加する団体が大きく減少しており、小杉地区の一体感の醸成という所期の役割は終えたと言えることから、廃止を含め、抜本的な見直しを検討されたい。

仮に、存続する場合にあっても、行政に過度に依存することなく、運営を地域が担うことを期待したい。

< 委員の主な意見 >

小杉みこし祭りは市内の他のイベント(まつり)と比べて、協賛金が少ない。地域からの期待度が高くないのではないかと。

市外・県外から人を呼び込んで交流人口の増加が見込めるイベントにこそ、行政は注力すべき。

本事業は、所期の目的を達成したのではないかと。

市が関わっているすべてのまつりについて、市は、その魅力をどのように市外・県外に発信し、交流人口の増加につなげていくのか方策を検討するべき。

市内の27地域振興会へ地域活性化事業として、交付金を一律で配分し、地域合同でまつりを行う必要があるのならば、各地域が交付金を持ち寄って自主的なまつりを開催する方法も考えられるのではないかと。

本市はイベントが多すぎるため、市職員に負担がかかっており、本来の業務に支障をきたしているのではないかと。

地域のまつりを伝承するためには、地域の活力が必要不可欠であり、過度に行政に依存するべきではない。

小杉みこし祭りは、旧小杉町において、地域の一体感を醸成する目的でスタートしたものであるが、今後も小杉地区の一体感の醸成を目的に存続するのであれば、運営は小杉地区の地域コミュニティが担うべきではないかと。来年度には新庁舎開庁に併せて分庁舎方式を廃止することから、この機に、地域が運営主体となってまつりを継続するのか、あるいは廃止するのか、地域の中で検討するべきではないかと。

(7) 指定宅地取得支援補助金 (評価シート事業 No.500)

定住人口の増加につなげるため、効果の検証を行った上で、他自治体との差別化を図った魅力ある制度となるよう、助成基準の見直しについて検討されたい。

併せて、一律の助成とするのではなく、将来的なまちづくりを踏まえ、交付条件や交付金額等にメリハリを付けるなどの工夫に努められたい。

また、定住人口の増加に向けた取組においては、医療や子育て支援など他の事業も含め、総合的な事業展開を推進するとともに、市内外に向けた積極的なPRに努められたい。

< 委員の主な意見 >

新たに市外から世帯が転入すれば、税収増につながるのだから、転入者への助成を手厚くすることで、他自治体との差別化を図ることはできないか。

また、人口の流出防止を図るため、建て替えに対する助成金があってもよいのではないか。

地域の防犯上の問題から、空き家対策についても充実を図るべき。

助成金の利用者へのアンケートやヒアリングを行うことで、効果の検証を行うべきではないか。実際に制度を利用した方の声を検証しなければ、結果として宅地開発業者への支援になりかねないのではないか。

定住人口の増加の観点から言えば、本事業を含めた、医療や子育て支援など他の事業と一体となった事業を展開するとともに、本市の魅力を市内外に発信することが重要である。

市街地の空洞化や今後の都市形成を考慮すると、市街化調整区域内の宅地の購入に対する助成を市街化区域の宅地と同条件とすべきではない。

現行制度では、どの団地の宅地を購入しても一律の交付条件、助成額となっているが、将来的なまちづくりを踏まえ、どういった方にどこに住んでほしいのかというターゲットを絞った事業となるよう、助成基準にメリハリをつけるべき。

(8) 競技団体、地区(校下)活動補助金(評価シート事業 No.643)

活発に活動している団体に重点的に補助金を分配するなど、メリハリのある助成内容となるよう補助基準について見直されたい。

また、各競技団体の活動内容について市が指導・チェックする体制を作り、事業効果を上げるよう努められたい。

<委員の主な意見>

補助金は体育協会から各競技団体等へ分配されているが、各団体の会員数と金額がリンクしていない。配分の基準は市町村合併時に決められたものであり、現在もこの基準を使用することが適切であるか疑問である。

この事業はスポーツの振興や青少年の健全育成といった施策の目的達成に資するものであり、むしろ金額が少なすぎるのではないか。

現状はバラマキ予算の典型であるため、施策の目標達成のための最善の方法となるよう、制度を見直してはどうか。青少年の育成を活発に行っている団体に重点的に配分するなど、メリハリが必要である。

「基本額とは別枠で、事業費の規模に応じ補助額を加算する」上限額の範囲内で、事業費の何%を補助する」といった新しい基準を作り、活動内容による差を設けることで、各団体の活動が活性化するのではないか。

体育協会にイニシアティブをとらせると、全団体に対して平等になってしまう。活発に活動している団体とそうでない団体の差をつけるためのチェック項目を設け、市がチェックする体制を取り入れるべき。